

山梨県公報

号外第十四号

平成十七年

三月二十八日

月 曜 日

目 次

山梨県立大学学則	一〇
山梨県立大学大学院学則	一一
山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則	一四
山梨県県民会館設置及び管理条例施行規則	一七
県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則	一九
山梨県事務委任規則の一部を改正する規則	一九
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則	二九
不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	三五
指定管理者制度の導入等に伴う関係規則の整備等に関する規則	三七
破産法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	三八
山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	三八
山梨県個人情報保護条例施行規則	九二
山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	一一二
山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	一一三
山梨県公害防止条例施行規則及び山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一一七
山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則	一二四
山梨県財務規則の一部を改正する規則	一二六

規 則

山梨県規則第二十一号

山梨県立大学学則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立大学学則

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 組織(第四条 第九条)

第三章 職員組織(第十条 第十三条)

第四章 評議会、部局長会議、教授会、運営諮問会議(第十四条 第十八条)

第五章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日(第十九条 第二十一条)

第六章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍(第二十二条 第三十五条)

第七章 授業科目、履修方法等(第三十六条 第四十三条)

第八章 卒業及び学位並びに資格(第四十四条 第四十五条)

第九章 賞罰(第四十六条 第四十七条)

第十章 福利厚生施設(第四十八条)

第十一章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び研修生(第四十九条 第五十二条)

第十二章 授業料、入学科及び入学検定料(第五十三条)

第十三章 公開講座等事業(第五十四条)

第十四章 雑則(第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 山梨県立大学(以下「県立大学」という。)は、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

(大学運営)

第二条 県立大学は、前条の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努めるものとする。

(情報公開及び自己評価)

第三条 県立大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、積極的な公開に努めるとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うため、県立大学に自己評価委員会を置く。

第二章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第四条 県立大学に国際政策学部、人間福祉学部及び看護学部を置く。

2 学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	学 生 定 員	
		入学定員	収容定員
国際政策学部	総合政策学科	四十人	百六十人
	国際コミュニケーション学科	四十人	百六十人
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科	六十人	二百四十人
	人間形成学科	二十人	八十人
看護学部	看護学科	五十人	二百五十人
	合計	二百十人	八百四十人

(大学院)

第五条 県立大学に大学院を置く。

(学生部)

第六条 県立大学に学生部を置く。

(図書館)

第七条 県立大学に図書館を置く。

(地域研究交流センター)

第八条 県立大学に、生涯学習及び地域研究の充実を図り、教育活動に関する点検、評価及び改善を行い、並びに国際交流を担う組織として、地域研究交流センター(以下「センター」という。)を置く。

(事務局)

第九条 県立大学に事務局を置く。

第三章 職員組織

(職員)

第十条 県立大学に学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 県立大学に副学長を置くことができる。

3 県立大学に学部長、学科長、学生部長、図書館長及び地域研究交流センター長(以下「センター長」という。)を置き、教授をもって充てる。

4 県立大学に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

(学長)

第十一条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。ただし、重要な事項については、評議会の議を経るものとする。

2 教授は、学生を教授し、及びその研究を指導し、並びに研究に従事する。

3 助教授は、教授の職務を助ける。

4 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

5 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

6 事務職員は、事務に従事する。

7 副学長は、学長を補佐する。

8 学部長は、学長の命を受け、学部内の教育に関する校務をつかさどる。

9 学科長は、学長の命を受け、学科内の教育に関する校務をつかさどる。

10 学生部長は、学長の命を受け、学生の厚生及び補導をつかさどる。

11 図書館長は、学長の命を受け、図書館の事務をつかさどる。

12 センター長は、学長の命を受け、センターの事務をつかさどる。

13 事務局長は、学長の命を受け、事務局の事務をつかさどる。

(名誉教授)

第十二条 県立大学に、学長、副学長及び教授として勤務し、かつ、退職した者で教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、名誉教授の称号を授与するものとする。

(客員教授)

第十三条 学長は、常時勤務の教員以外の職員で県立大学において教授又は研究に従事するものうち、適当と認めるものに対し、客員教授の称号を授与するものとする。

第四章 評議会、部局長会議、教授会、運営諮問会議等

(評議会)

第十四条 県立大学に、重要な事項を審議するため、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる職員(以下「評議員」という。)をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長を置く場合にあつては、副学長
- 三 学部長
- 四 研究科長
- 五 学生部長
- 六 図書館長
- 七 センター長
- 八 事務局長
- 九 学部の教授会が学部ごとに選出する二名の教授

- 十 研究科の教授会が選出する一名の教授
 - 3 学長は、前項に規定する者のほか、評議会の議を経てその指名する教職員を評議員とすることができる。
 - 4 評議会は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に定めるその権限に属する事項を取り扱うほか、次の事項を審議する。
 - 一 県立大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
 - 二 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - 三 県立大学の予算の見積りの方針に関する事項
 - 四 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
 - 五 教員人事の方針に関する事項
 - 六 県立大学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - 七 学生の厚生及び補導に関する方針に係る事項
 - 八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - 九 県立大学の教育研究活動等の状況について行う評価に関する事項
 - 十 その他県立大学の管理及び運営に関する重要事項
 - 5 評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 6 議長は、評議会を主宰する。
- (部局長会議)
- 第十五条** 県立大学に、評議会の委任を受け、県立大学の管理及び運営上必要となる事項を審議するため、部局長会議を置く。
- 2 部局長会議は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - 一 学長
 - 二 副学長を置く場合にあつては、副学長
 - 三 学部長
 - 四 研究科長
 - 五 学生部長
 - 六 図書館長
 - 七 センター長
 - 八 事務局長
 - 3 学長は、前項に規定する者のほか、評議会の議を経てその指名する教職員を構成員とすることができる。
 - 4 部局長会議は、学内運営に当たつての円滑な連絡調整を図るとともに、次の事項を審議する。

- 一 規程の制定又は改廃に関する事項
 - 二 県立大学の予算の見積りに関する事項
 - 三 学生の厚生及び補導に関する事項
 - 四 その他県立大学の管理及び運営に関する事項
 - 5 部局長会議に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 6 議長は、部局長会議を主宰する。
- (教授会)
- 第十六条** 学部に、教授会を置く。
- 2 教授会は、当該学部の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めるときは、当該学部の専任の教員を加えることができる。
 - 3 教授会は、次の事項を審議する。
 - 一 学部の規程の制定及び改廃に関する事項
 - 二 学部長の選考に関する事項
 - 三 第十四条第二項第九号の規定に基づく評議員の選考に関する事項
 - 四 教員の人事に関する事項
 - 五 教育課程及び履修方法に関する事項
 - 六 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - 七 その他学部に関する事項
 - 4 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
 - 5 議長は、教授会を主宰する。
- (運営諮問会議)
- 第十七条** 県立大学に、県立大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に依じて審議し、及び学長に対し助言又は勧告を行う機関として、運営諮問会議を置く。
- 2 運営諮問会議は、第十条第一項に規定する職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から学長の申出を受けて、知事が任命する。
- (委員会)
- 第十八条** 県立大学に、入試委員会その他の県立大学の運営に必要な委員会を置くことができる。
- 第五章** 修業年限等、学年及び学期並びに休業日
- (修業年限等)
- 第十九条** 県立大学の修業年限は、四年とする。
- 2 県立大学への在学期間は、八年を超えることができない。ただし、第二十九条に規定する休業期間は、これに算入しない。

(学年及び学期)

第二十条 学年は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年の三月三十一日まで

(休業日)

第二十一条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 大学創立記念日

四 夏季休業日 八月一日から九月三十日までの間の日

五 冬季休業日 十二月二十五日から翌年の一月七日までの間の日

六 春季休業日 三月十五日から四月九日までの間の日

2 学長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第六章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第二十二条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、次条第三号から第五号までのいずれかに該当する者又は転入学若しくは再入学により入学する者については、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第二十三条 県立大学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者

で県立大学で定められた入学検定に合格したものでなければならない。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で

文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)により文部科学大臣の

行う大学入学資格検定に合格した者

七 その他相当の年齢に達し、県立大学において、高等学校卒業者と同等以上の学力

があると認められた者

(入学志願の手續及び入学検定)

第二十四条 入学を志願するための手續及び入学検定の方法については、学長が別に定める。

(入学の許可)

第二十五条 入学の許可は、学長が行う。

2 入学に関する手續については、学長が別に定める。

(編入学)

第二十六条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、県立大学への入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て相当と認めるときは、入学を許可することができる。

一 大学を卒業し、又は退学した者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めらるる者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年限については、八年を超えない範囲で、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前二項に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(再入学及び転入学)

第二十七条 学長は、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当と認めるときは、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(休学)

第二十八条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き二年以上修学することができない者は、学長の許可を受けて、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第二十九条 休学期間は、一年を超えることができない。ただし、学長は特別の事情があると認めるときは、一年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して四年を超えることができない。

(復学)

第三十条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅した者は、学長の許可を受けて、復学することができる。

(留学)

第三十一条 外国の大学又は短期大学(第四十一条第二項において「外国の大学等」という。)で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第四十四条第一項に規定する期間に算入することができる。

(転学)

第三十二条 他の大学又は短期大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第三十三条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当と認める年次に転学部又は転学科を許可することができる。

2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第三十四条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍されるものとする。

一 第十九条第二項に規定する在学期間を超えた者

二 第二十九条第一項又は第二項に規定する休学期間を超えた者

三 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者

四 死亡した者

第七章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第三十六条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法については、学長が別に定める。

(一年間の授業期間)

第三十七条 一年間の授業を行う期間は、定期試験、臨時試験等の期間を含め、三十五

週とする。

(単位の計算方法)

第三十八条 授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲内で定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲内で定める時間の授業をもって一単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(単位の授与)

第三十九条 学長は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、前条第二項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第四十条 成績の評価は、A、B、C及びDのいずれかで表し、A、B及びCを合格とする。

(他の大学等における科目の履修)

第四十一条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を限度として、県立大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学等に留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第四十二条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校専攻科における学修又は大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十九条第一項の規定により文部科学大臣が定める学修を、県立大学における授業科目の履修とみなし、別に定める方法により当該学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えられる単位数は、前条第一項の規定により県立大学において修得したものとみなされる単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第四十三条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が県立大学に入学する前に大学若しくは短期大学又は外国の大学等において修得した単位を、県立大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が県立大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、県立大学における授業科目の履修とみなし、別に定める方法により当該学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により、修得したものとみなされる単位数又は与えられる単位数は、第二十六条に規定する編入学並びに第二十七条に規定する再入学及び転入学の場合を除き、第四十一条第一項及び第二項の規定により修得したものとみなされる単位数並びに前条第二項の規定により与えられる単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

第八章 卒業及び学位並びに資格

(卒業及び学位)

第四十四条 学長は、第十九条第一項に規定する期間(第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により入学した者又は第三十三条第一項の規定により転学部若しくは転学科をした者)については、それぞれ第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第三十三条第二項の規定により定められた在学すべき年限)以上在学し、かつ、別表に定める卒業に必要な単位数を修得した者について、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

3 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、学長が別に定める。

(資格)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる学部及び学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得するほか、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)及び教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)に定める必要な授業科目を履修しその単位を修得した者は、それぞれ同表の下欄に掲げる教員免許状(免許教科)を受ける資格を取得することができる。

学部及び学科	教員免許状
国際政策学部総合政策学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
国際政策学部国際コミュニケーション	中学校教諭一種免許状(国語、英語)

学科

人間福祉学部福祉コミュニケーション学科

高等学校教諭一種免許状(国語、英語)

人間福祉学部人間形成学科

中学校教諭一種免許状(家庭)
高等学校教諭一種免許状(家庭、福祉)

看護学部看護学科

幼稚園教諭一種免許状
養護教諭一種免許状

2 人間福祉学部福祉コミュニケーション学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格並びに介護福祉士の資格を取得することができる。

3 人間福祉学部人間形成学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、社会福祉士試験の受験資格及び保育士の資格を取得することができる。

4 看護学部看護学科の課程を修了した者は、保健師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を取得することができる。

5 看護学部看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、助産師国家試験の受験資格を取得することができる。

第九章 賞罰

(表彰)

第四十六条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範とすることのできる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第四十七条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、戒告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の停学の処分に係る停学の期間は、第四十四条第一項に規定する期間に算入しないものとする。

3 第一項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- 一 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
- 二 正当な理由がなく出席が正常でない者
- 三 県立大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第十章 福利厚生施設

第四十八条 県立大学に保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

第十一章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び研修生

(科目等履修生)

第四十九条 学長は、県立大学の一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第五十条 学長は、他の大学又は短期大学との間で相互単位互換協定が成立した場合において、当該他の大学又は短期大学の学生で県立大学の一又は複数の授業科目の履修を志望するものがあるときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(研究生)

第五十一条 学長は、県立大学の所定の授業科目に関連した学術の研究を志望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(研修生)

第五十二条 学長は、大学その他の公共的団体からその所属する職員に県立大学の所定の授業科目に関連した事項について修学させたい旨の申出があるときは、選考の上、研修生として入学を許可することができる。

第十二章 授業料、入学料及び入学検定料

第五十三条 授業料、入学料及び入学検定料の額及び徴収方法については、山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例(平成十六年山梨県条例第四十七号)の定めるところによる。

第十三章 公開講座等事業

第五十四条 県立大学は、公開講座その他の事業を行う。

第十四章 雑則

第五十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

別表(第三十六条関係)

一 国際政策学部総合政策学科

授業科目の名称	必修	単位数	履修方法及び修了要件
	選択		
フレッシュマンセミナー	1		必修単

代教養科目

情報	実践教養科目										基本教養科目																			
	語学		現代と地域の理解		自然の理解		社会の理解		人間と文化の理解		人間と文化の理解		人間と文化の理解																	
情報リテラシー	英語	英語	英語	中国語	中国語	韓国語	韓国語	スペイン語	スペイン語	フランス語	フランス語	日本語	日本語	現代日本事情	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

位、基本教養科目から八単位及び実践教養科目から八単位を含めて、二十二単位以上を修得すること。

目科養教代現		授 業 科 目 の 名 称	二 国 際 政 策 学 部 国 際 コ ミュ ニ ケー ション 学 科	合 計	中国語B2(文法) 中国語C1(作文) 中国語C2(作文) 中国語D1(会話と聴力) 中国語D2(会話と聴力) 外国語現地演習(中国語) 中国語B3(文法) 中国語B4(文法) 中国語C3(作文) 中国語C4(作文) 中国語D3(会話と聴力) 中国語D4(会話と聴力) 中国語E1(講読) 中国語E2(講読) 中国語F1(中国語情報処理) 中国語C5(作文) 中国語D5(会話と聴力) 中国語E3(講読) 中国語E4(講読) 時事中国語1 時事中国語2 中国語(報刊)	二十 九 単 位	三百 二十 単 位	卒業に必 要な単位 二百二 十四単 位以 上		
科養教本基	フレッシュマンセミナー								必修	単 位 数
化文と間人	人間と思想 人間と芸術 人間と芸術 人間と文化								美術 音楽 文学	2 2 2 2 2
必修	1	履修方法 及び修了 要件	必修一単 位、基本 教養科目 から八単 位及び実 践教養科 目から八							

目科養教実践		目				
情	学語	解理の域地と代現	解理の然自	解理の会社	解理の	
情報リテラシー	英語 英語 中国語 中国語 韓国語 韓国語 スペイン語 スペイン語 フランス語 フランス語 日本語 日本語 現代日本事情	現代文化論 環境論 ジェンダー論 グローバル化論 山梨学 日本語の方言と山梨	宇宙の科学 生物の科学 生活と化学	社会と政治 社会と歴史 社会と経済 社会と法 日本国憲法	人間と社会 社会と歴史	
1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2	2 2 2 2 2 2	2	

単位を
含めて、二
十二単位
以上を修
得するこ
と。

国際コミュニケーション					
学共 通科目	導入科目	人間福祉学部 開放科目	国際コミュニケーション		報
			会社と経験	運動と健康	
日本の歴史 日本の歴史 アジアの歴史 アジアの歴史 欧米の歴史	国際コミュニケーション基礎演習 国際コミュニケーション基礎演習 国際コミュニケーション入門	地域ボランティア演習 コミュニケーション基礎 生と幸福 生涯スポーツ 医学一般	プレゼンテーション グループワークと自己表現 キャリアデザイン	運動と人間 運動と人間 運動と人間 運動と人間 生活と健康	情報技術 考える技法 情報と統計 社会と情報
	2 1 1				
2 2 2 2 2		2 1 2 2 1	1 1 1	2 1 1 1 1 2	2 1 1 1
必修六単位を含めて、十六単位以上を修得す					

国際コミュニケーション					
国際関係	国際関係	国際関係	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション
国際経済論 国際経済論 貿易論 多国籍企業論 国際金融論 国際資源論 国際政治論 政治思想史 国際開発論 地方自治体の国際協力 国際関係外書講読	国際経済論 国際経済論 貿易論 多国籍企業論 国際金融論 国際資源論 国際政治論 政治思想史 国際開発論 地方自治体の国際協力 国際関係外書講読	国際経済論 国際経済論 貿易論 多国籍企業論 国際金融論 国際資源論 国際政治論 政治思想史 国際開発論 地方自治体の国際協力 国際関係外書講読	地域研究論 東アジアと日本 欧米の国際関係 国際協力論 メディア・リテラシー ヒューマンコミュニケーション論 日本文化論 日本の言葉と文化 日本語学概論 日本語教育概論	東アジアと日本 欧米の国際関係 国際協力論 メディア・リテラシー ヒューマンコミュニケーション論 日本文化論 日本の言葉と文化 日本語学概論 日本語教育概論	東アジアと日本 欧米の国際関係 国際協力論 メディア・リテラシー ヒューマンコミュニケーション論 日本文化論 日本の言葉と文化 日本語学概論 日本語教育概論
			2 2	2 2	2 2
2 2 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
必修四単位を含めて、十単位以上を修得すること。					

目科門専科学成形間人

内容	目科礎基門専		学部基礎科目	導入科目	国際政 策学部 開放科 目	シ ン ポ ジ ュ ム と 社 会 実 験
	本質的目解	対象理解				
保育内容(言葉) 保育内容(人間関係)	乳幼児教育論 乳幼児教育論 教育基礎論 教育経営論 養護原理 精神保健 栄養学 栄養学 保育職入門	対象理解(幼保) 対象理解(障害) 対象理解(養護) 乳幼児心理学	地域ボランティア演習 社会福祉論 児童福祉論 カウンセリング基礎 コミュニケーション基礎 生命と環境	基礎演習 基礎演習	国際関係論 平和と安全保障 文化とコミュニケーション 山梨の政策課題 情報ネットワーク論	
			2 2 2 2 2 1	1 1		
1 1	2 1 2 2 2 2 2 2 2	2 1 1 1			2 2 2 2 2	
		十九単位以上を修得すること。				

目科別野分		専門共 通科目	解理
R N	N K		
障害児保育 保育学実習 保育学 小児保健 乳児保育	幼児教育演習 教育心理学 幼児音楽 幼小連携 教育方法論 教育課程論	ファミリーサポート論 児童文学 乳幼児と遊び 教育学演習 教育学演習 乳幼児心理学演習 保育とシエスター 保育者指導 伴奏法 音文化演習 歌唱演習 絵本制作 造形演習 身体表現演習 総合表現演習 総合演習	保育内容(身体表現) 保育内容(造形表現) 保育内容(音楽表現) 保育内容(演劇表現) 保育内容(健康) 保育内容(環境) 環境 環境 ピアノ実技 ピアノ実技 国語(文学を含む。)
		2	
1 1 2 2 1	2 2 2 1 2 1	1 2 2 1 1 2 1 2 2 1 1 1 1 2 2	2 1 1 1 1 1 1 1 2 1
		十五単位以上を修得すること。	必修二単位を含めて、十三単位以上を修得すること。

系象対護看・康健	系ムテスシ会社	系境環間人	系係関間人	系化文活生
看護対象論概論 ヘルスアセスメント論 公衆衛生学 疫学 病理(病態)学 治療学総論 東洋医学 老年期疾病治療学 精神機能論 精神保健論 女性と健康 子どもと健康 成人と健康	社会学 社会システム学 社会福祉学 政策・政治学 保健福祉行政学 広域医療学 法学 経済学 経営管理学 ボランティア論	病原微生物学 免疫学 生活健康科学 山梨学	組織心理学 人間関係論	文化人類学 歴史・民俗学
2 2 2 2 1 1 1 2 2 2 1 1	2 1 1	2 2 2	2	
1	1 1	1	1	1 1

系床臨	系礎基	域領践実
臨床看護学 (セルフケア) 臨床看護学 (周手術期ケア) 臨床看護学 (クリティカルケア) 臨床看護学 (緩和ケア) 臨床看護学実習 (セルフケア実習) 臨床看護学実習 (周手術期ケア実習) 臨床看護学実習 (クリティカルケア実習) 臨床看護学実習 (緩和ケア実習) 臨床看護学実習 (リハビリテーション実習) 精神看護学	看護倫理 情報科学 中国語 中国語 スペイン語 英語 英語 (医療英語) 英会話 英語 A (基礎英語) 英語 B (基礎英語) 英語 (文献講読) 英語 (医療英語) 国際保健と看護 基礎看護学実習 看護過程展開方法論 基礎看護学実習 看護技術論 看護技術論 看護技術論 看護実践基礎論 看護学原理 看護学原理 看護学原理 看護学実践基礎論	老年健康論 家族看護学 公衆衛生看護学概論 在宅看護学概論 薬理学 リハビリテーション看護論
2 2 3 1 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 1 1 1
3 3 3	2 2 2 2 1 1	1 1 1
1	2	1

(この学則に定めのない事項)

第二条 この学則に定めがない事項については、山梨県立大学学則（平成十七年山梨県規則第二十一号。以下「大学学則」という。）の例による。

(情報公開及び自己評価等)

第三条 県立大学大学院は、その教育研究水準の向上を図ることにより、第一条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、積極的な情報の公開に努めるとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うため、県立大学大学院に自己評価委員会を置く。

第二章 課程、研究科及び修業年限等

(課程)

第四条 県立大学大学院に修士課程を置く。

(研究科等)

第五条 県立大学大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科は、広い視野に立つて精深な学識を教授し、看護学における研究能力及び高度な専門性を有する看護実践能力を養うものとする。

3 研究科に看護学専攻を置く。

4 研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学生定員	
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	入学定員	収容定員
			十名	二十名

(修業年限等)

第六条 修士課程の修業年限は、二年とする。ただし、第二十八条第一項ただし書に規定する場合にあつては、この限りでない。

2 修士課程の在学期間は、四年を超えることができない。ただし、第十五条に規定する休学期間は、これに算入しない。

第三章 教員組織等

(研究科長)

第七条 研究科に研究科長を置き、修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長の命を受け、研究科内の教育及び研究に関する校務をつかさどる。（研究科教授会）

第八条 研究科に教授会を置く。

2 教授会は、研究科の教授をもって組織する。

3 教授会は、次の事項を審議する。

一 研究科の規程の制定及び改廃に関する事項

二 研究科長の選考に関する事項

三 大学学則第十四条第二項第十号の規定に基づく評議員の選考に関する事項

四 教員の人事に関する事項

五 教育研究組織に関する事項

六 教育課程及び履修方法に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

八 その他研究科に関する事項

4 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

5 議長は、教授会を主宰する。

第四章 入学、休学、留学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第九条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第十条 県立大学大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で山梨県立大学で定められた入学検定に合格したものでなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十二条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

二 法第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 文部科学大臣が指定した者

六 法第六十七条第二項の規定により他の大学院に入学した者であつて、県立大学大学院において、県立大学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 県立大学大学院において、個別の出願資格認定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で二十二歳に達したもの

八 大学に三年以上在学した者、外国において学校教育における十五年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する

ことにより当該外国の学校教育における十五年の課程を修了した者であつて、県立
大学大学院において、県立大学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認め
たもの

九 その他県立大学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認
めたる者

(入学志願の手續及び入学検定)

第十一条 入学を志願するための手續及び入学検定の方法については、学長が別に定め
る。

(入学の許可)

第十二条 入学の許可は、学長が行つ。

2 入学に関する手續については、学長が別に定める。

(再入学及び転入学)

第十三条 学長は、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の
議を経て相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、学長が別に定め
る。

(休学)

第十四条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き二月以上修学することができ
ない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者に対して、休学を命
ずることができる。

(休学期間)

第十五条 休学期間は、一年を超えないことができる。ただし、学長は、特別の事情が
あると認めるときは、一年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して二年を超えることができない。

(復学)

第十六条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅した者は、学長の許
可を受けて、復学することができる。

(留学)

第十七条 外国の学校(大学院に相当する学校に限る。第二十六条及び第二十七条にお
いて同じ。)で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、留学することが
できる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第六条第一項に規定する期間に算入すること
ができる。

(転学)

第十八条 他の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第十九条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍されるものとする。

一 第六条第二項に規定する在学期間を超えた者

二 第十五条第一項又は第二項に規定する休学期間を超えた者

三 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授
業料を納付しない者

四 死亡した者

第五章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第二十一条 県立大学大学院の教育は、授業科目の教授及び研究指導によつて行うもの
とする。

(授業科目)

第二十二条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法については、学長が別に定める。

(一年間の授業期間)

第二十三条 一年間の授業を行う期間は、定期試験、臨時試験等の期間を含め、三十五
週とする。

(単位の計算方法等に係る大学学則の準用)

第二十四条 大学学則第三十八条、第三十九条及び第四十条の規定は、県立大学大学院
の単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価等について準用する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十五条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生
が当該他の大学院において履修した授業科目について履修した単位を、十単位を限度
として、県立大学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことが
できる。

(外国の学校に留学する場合における授業科目の履修等)

第二十六条 学長は、学生が第十七条の規定により外国の学校に留学する場合において、
当該外国の学校において履修した授業科目について修得した単位を、県立大学大学院
における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなされる単位数は、前条の規定により修得した

学	老年看護学	慢性看護学	急性看護学	母性看護学
精神看護学演習 精神看護学実習 精神看護学特別研究	老年看護学特論 老年看護学特論 老年看護学特論 老年看護学特論 老年看護学特論 老年看護学実習 老年看護学特別研究	慢性期看護学特論 慢性期看護学特論 慢性期看護学特論 慢性期看護学特論 慢性期看護学特論 慢性期看護学実習 慢性期看護学特別研究	急性期看護学特論 急性期看護学特論 急性期看護学特論 急性期看護学特論 急性期看護学特論 急性期看護学実習 急性期看護学特別研究	母性看護学特論 母性看護学特論 母性看護学特論 母性看護学特論 母性看護学特論 母性看護学実習 母性看護学特別研究
4 6 4	4 6 4 2 2 2 2	4 6 4 2 2 2 2	4 6 4 2 2 2 2	4 6 4 2 2 2 2

山梨県規則第二十二号
 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則を次のように定める。
 平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦
 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則
 (趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第六号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
 (指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮(以下「成人寮」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。
 一 事業計画書
 二 収支計画書
 三 実施体制を記載した書類
 四 団体の概要を記載した書類
 五 定款又はこれに準ずるもの
 六 法人の登記事項証明書
 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに準ずるもの
 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
 (定員)

第三条 成人寮における次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利用区分	定員
一 条例第七条第一項の表一の項の身体障害者短期入所事業(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項の規定による措置を含む。)	五人
二 条例第七条第一項の表二の項の身体障害者更生施設支援(身体障害者福祉法第十八条第三項の規定による措置を含む。)	六十人(通所による身体障害者更生施設支援を受ける者十人を含む。)
三 条例第七条第一項の表三の項の児童短期入所	五人

所事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十五第一項の規定による措置を含む。）

四 条例第七条第一項の表四の項の知的障害者
短期入所事業（知的障害者福祉法（昭和三十
五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一
項の規定による措置を含む。）

五人

附則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第二項の規定により条例の施行の日前に成人寮の管理に關し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二条及び別記様式の規定の例による。